

輪島市災害復旧復興事業〇〇〇〇エリア建設工事 に関する設計協力協定書（案）

輪島市災害復旧復興事業〇〇〇〇エリア整備工事（以下「本工事」という。）に関して、輪島市（以下「発注者」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「設計者」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「施工予定者」という。）とは、以下のとおり設計協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、本工事において、発注者、設計者及び施工予定者が協力して施工予定者の施工技術に基づく設計を完成させる上で必要な事項を定めることを目的とする。

（関係者の調整、協力）

第2条 本工事の実施設計に係る発注者、設計者及び施工予定者間の調整は、発注者が行う。

2 発注者が行う調整に対し、設計者及び施工予定者は、誠実に対応し、協力する。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から発注者及び設計者が締結している設計業務の委託契約の完了日まで有効とする。

（その他）

第4条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、設計者及び施工予定者が協議して定めるものとする。

本協定成立の証として、本書3通を作成し、発注者、設計者、施工予定者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地
輪島市
輪島市長

設計者 ●●● ● 丁目 ● 番 ● 号
●●●●●●●●
●●●●●●●●●●

施工予定者 ●●● ● 丁目 ● 番 ● 号
●●●●●●●●
●●●●●●●●●●